

令和2年(2020年)6月1日

真庭市地域密着型サービス事業所 御中
真庭市所管居宅介護支援事業所 御中
真庭市所管障害者支援施設 御中

真庭市健康福祉部長

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について

平素から市保健福祉行政の推進につきましては、格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されました。

社会福祉施設等の皆様におかれましては、これまで適切な感染防止策をいただき、感謝申し上げます。

しかしながら、現在でもクラスター発生等の恐れは続いていますので、地域密着型サービス事業所等におかれましては、令和2年6月1日から18日までの間、別添、岡山県健康福祉部長通知のとおり、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

記

【添付書類】

- ・令和2年5月29日付け、指第385号の岡山県健康福祉部長通知(写)
- ・岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力のお願い
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県主催イベントの開催に係る考え方
- ・「新しい生活様式」の実践例